

一般社団法人 buildingSMART Japan 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人の名称は、一般社団法人 buildingSMART Japan と称する。

2 通称として buildingSMART Japan および bSJ を使用することができる。

(目的)

第2条 当法人は、高度情報化社会の建設業におけるコンピュータ等を介した情報交換・共有に役立つ標準データ形式の開発とその普及を推進するための buildingSMART が提唱する標準規格等の整備に協力し、その規格の日本における開発・普及を促進することを目的とする。かかる目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 建設事業に係る標準規格の開発およびその利用促進
- (2) 建設事業に係る標準規格および管理技術に関する教育、普及、啓発、情報収集および提供、調査および研究開発、出版および頒布
- (3) 建設事業に係る標準規格等への適合性評価の実施および普及
- (4) 建設事業に係る情報処理、情報通信に関する機器、ソフトウェアおよびシステムの開発、販売、構築、貸与、保守、管理
- (5) 行政および関係機関への建設事業に係る標準規格に関する提言
- (6) 建設事業に係る標準規格に関連する業務の受託
- (7) 出版物の企画、制作、販売
- (8) インターネットサイトの運営
- (9) 前各号に掲げる事業に附帯または関連する一切の事業

2 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(法令の準拠)

第4条 この定款に定めのない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法人法という）その他の法令に従う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人は、次に示す会員により構成する。

- (1) 正会員 当法人の目的・事業・理念に賛同して入会し、当法人の社員の権利を有する一般企業、団体または個人等
 - (2) 準会員 当法人の目的・事業・理念に賛同して入会し、当法人の社員の権利を有しない一般企業、団体または個人等
- 2 当法人は前項第1号に示す正会員をもって、一般法人法に関する法律上の社員とする。
 - 3 当法人は、会員の権利および義務に関する種別等を設けることができる。

(入会)

第6条 会員となることを希望する者は、当法人所定の申込書を当法人に提出しなければならない。

- 2 会員の入会の可否は、理事会において決定する。

(会費)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費（以下、会費という）を支払う義務を負う。

- 2 当法人は、第5条に定める会員の種別に応じて会費の額を定める。
- 3 会員が納付した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、正会員が退会するときは、退会を希望する3か月以上前に、当法人に退会を予告するものとする。

- 2 会員が退会するときは、当法人所定の退会届を提出しなければならない。
- 3 会員は、次に掲げる事由の場合、第2項の規定にかかわらず退会するものとする。
 - (1) 2年以上の会費の滞納
 - (2) 総社員の同意
 - (3) 死亡または解散
 - (4) 除名

- 4 会員が退会した場合、当法人に対する権利義務を喪失する。ただし、未履行の義務がある場合は、これを免れることができない。
- 5 第3項第4号による退会は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、社員総会の決議によって行うことができる。この場合において、当法人は、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。
 - (1) 法令、当法人の定款またはその他規程に違反したとき
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

(会員名簿)

- 第9条 当法人は、会員の氏名または名称、住所、連絡先等を記載した名簿（以下、会員名簿という）を作成する。
- 2 当法人は、会員名簿を主たる事務所に備え置く。

第3章 社員総会

(構成)

- 第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(招集)

- 第11条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集する。
- 2 社員総会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。
 - 3 社員総会の招集に際して、次に掲げる事項を理事会で決議する。
 - (1) 社員総会の日時および場所
 - (2) 社員総会の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - (4) 社員総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

- 4 社員総会の招集は、理事会の決議に基づいて代表理事が行う。
- 5 理事は、社員総会の日の1週間前までに、社員に対して社員総会の招集を通知する。ただし、前条第1項第3号または第4号に掲げる事項を定めた場合には、社員総会の日の2週間前までに通知する。
- 6 社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとることができる。

(定足数)

第12条 社員総会が成立する定足数は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席とする。

(決議)

第13条 社員は、各一個の議決権を有する。

- 2 社員総会は、一般法人法に関する法律に規定する事項およびこの定款で定めた事項に限り決議をすることができる。
- 3 社員総会の決議は、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号に関する社員総会の決議は、総社員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 役員 of 損害賠償責任の一部免除
 - (4) 定款の変更
 - (5) 当法人の譲渡
 - (6) 一般法人法第148条第3号による当法人の解散および第148条第3号により当法人の解散における一般法人法第150条による当法人の継続
 - (7) 一般法人法第247条、一般法人法第251条第1項および一般法人法第257条による吸収合併契約の承認
- 5 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員または代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事があたる。

- 2 代表理事に事故あるときは、社員総会に出席した理事の中から選出する。
- 3 議長は、当該社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

- 4 議長は、その命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当法人は、社員総会の日から10年間、前項の議事録を主たる事務所に備え置く。
- 3 議事録には、代表理事および監事が記名捺印または電子署名する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人の役員は、理事および監事とする。

- 2 役員は、法令および定款ならびに社員総会の決議を遵守し、当法人のため忠実にその職務を行わなければならない。
- 3 役員がその任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(選任)

第17条 当法人は、理事を3人以上、監事を1人以上置く。

- 2 役員は、社員総会の決議によって選任する。
- 3 監事は、理事および使用人を兼ねることはできない。

(任期)

第18条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、退任した当該理事の任期の満了する時までとする。

(解任)

第19条 当法人は、社員総会の決議によって、いつでも、役員を解任することができる。

- 2 理事が欠けた場合には、任期の満了または辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、役員としての権利義務を有する。

(理事の権限)

第20条 次の各号に示す理事は、当法人の業務を執行する。

- (1) 代表理事
 - (2) 代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって当法人の業務を執行する理事として選定されたもの
- 2 前項各号に定める理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事は、当法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合、監事は、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 3 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、または当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- 4 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを監査しなければならない。
- 5 監事は、理事が不正行為をし、もしくはおそれがあると認めるときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(報酬等)

第22条 理事および監事の報酬等は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(設置)

第23条 当法人は、理事会を置く。

(職務)

第24条 理事会は、すべての理事で組織する。

- 2 理事会は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事および業務執行理事の選定および解職

(代表理事)

第25条 代表理事は、当法人を代表する。

- 2 代表理事は、当法人の業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。
- 3 代表理事は、理事会において理事の中から選定する。

(招集)

第26条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事会の招集は、理事会の日の1週間前までに、各理事および各監事に対して通知する。

(定足数)

第27条 理事会が成立する定足数は、議決に加わることができる理事の過半数の出席とする。

(決議)

第28条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決したものとする。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した代表理事および監事が記名捺印または電子署名する。
- 3 理事会の決議に参加した理事であって、第1項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものとする。

第6章 会計

(会計の原則)

第30条 当法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 当法人は、適時に、正確な会計帳簿を作成する。

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から次の年の3月31日までとする。

(作成および保存)

第32条 当法人は、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表および損益計算書をいう）および事業報告ならびにこれらの附属明細書を作成する。

2 計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

3 当法人は、計算書類を作成した時から10年間、当該計算書類およびその附属明細書を保存する。

(監査)

第33条 計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書は、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の監査を受けた計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

(定時社員総会への提出等)

第34条 理事は、定時社員総会の招集の通知に際して、社員に対し、理事会の承認を受けた計算書類および事業報告ならびに監査報告を提供しなければならない。

2 理事は、理事会の承認を受けた計算書類および事業報告を定時社員総会に提出し、報告しなければならない。

3 前項の規定により提出された計算書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(貸借対照表等の公告)

第35条 当法人は、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告する。

(計算書類等の備置きおよび閲覧等)

第36条 当法人は、計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書を、定時社員総会
の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く。

第7章 雑則

(施行細則)

第37条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

(公告方法)

第38条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

(損害賠償責任の一部免除)

第39条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事および監事の当法人に
対する損害賠償責任の一部を免除することができる。

(残余財産の帰属)

第40条 残余財産は、社員総会の決議で選択した公益社団法人または公益財団法人または
特定非営利活動法人（租税特別措置法第66条の11の3の認定を受けたものに限る。）
のいずれかへ贈与する。

(設立時社員の氏名または名称および住所)

第41条 当法人の設立時の社員の氏名または名称および住所は次のとおりとする。

鹿島建設株式会社 東京都港区元赤坂1丁目2番7号

オートデスク株式会社 東京都中央区晴海1丁目8番10号

附則

本定款は、一般社団法人 buildingSMART Japan の設立の登記の日から施行する。

附則

本定款は、2010年6月15日から施行する。

附則

本定款は、2013年6月11日から施行する。

附則

本定款は、2016年6月14日から施行する。

附則

本定款は、2017年6月19日から施行する。

附則

本定款は、2018年6月22日から施行する。

附則

本定款は、2019年6月11日から施行する。

附則

本定款は、2021年6月25日から施行する。

附則

本定款は、2023年6月30日から施行する。

附則（2024年6月24日社員総会議決）

本定款は、2024年6月24日から施行する。